

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
ただいまから令和6年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、本日は山本銀男代表監査委員にも出席をいただいております。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月19日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
本定例会は、同意1件、議案27件が町長から提出されております。
監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして、御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆様、おはようございます。

いよいよ明日から令和6年度に向けての予算委員会ということで、私自身も令和7年に向

けて、また、あと報告させていただきますけれども、本当重要な1年間になるということです。

何回も言いますが、やはりあとまた申し上げますが、今、尻つぼみの状態の中で特例債、これどうしてもやっていかなければならない問題幾つもあるって、本当は先送りしていきたいかなという感もありますけれども、何とか私も、特に整えて、町民の皆さんにもお示ししていきたいし、そんな思いで、もう20年前から私も消防団長の頃ぐらいから合併あったものですから、そんな思いの中で感じながらずっと町のこと思いながらやってきました。

今年令和6年が、集大成になると思うんですが、議員の皆さんの御協力、御支援賜りまして、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。

————— ◇ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により10番、中田隆幸君、11番、中澤莊也君を指名いたします。

————— ◇ —————

◎日程第2 会期の決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間にしたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日から3月22日までの19日間に決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第3 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆様、おはようございます。

同意第1号、教育委員会委員の任命について、提案理由を説明いたします。

現在4名の教育委員のうち、地方教育行政法第4条第5項で義務づけられている保護者代表の委員1名として活動されている松下陽子氏の再任について、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

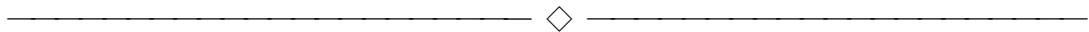
松下氏は、静岡英和学院短期大学卒業後、一般企業を経て、近隣市町の中学校及び町内中学校において臨時講師として従事されました。現在は3人の子育てをされる中、中川根中学校において町支援員として従事されながら、令和2年4月1日から現在まで教育委員としての職務を遂行していただいているところです。

このように、松下氏は学校教育面に広く識見を有し、人柄も誠実で実直な方であり、今後はさらに保護者代表委員として貴重な御意見を提言いただけるものと考えております。

任期は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間となります。

御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で、町長の説明を終わります。



◎日程第4 議案第3号 川根本町営残土処理場管理条例の制定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、議案第3号、川根本町営残土処理場管理条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第3号、川根本町営残土処理場管理条例の制定について、提案理由を説明いたします。

本条例は、公共工事で発生する建設残土を受け入れる川根本町営残土処理場を管理及び運営するため、新たに条例を制定するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第3号は第2常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第5 議案第4号 川根本町交通安全対策会議条例及び川根本町消防委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第5、議案第4号、川根本町交通安全対策会議条例及び川根本町消防委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第4号、川根本町交通安全対策会議条例及び川根本町消防委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

令和6年4月から新たに危機管理課を創設することに伴い、会議及び委員会の庶務担当課を総務課から危機管理課に変更するため、関係条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長(石山貴美夫君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第5号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第6、議案第5号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第5号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由

を説明いたします。

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されます。この施行に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、関係条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第6号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第6号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第6号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和6年1月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されることとなりました。

主な改正点は、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げ、保険税の軽減措置に係る所得判定基準の見直しとなります。

この度、この改正に合わせた規定の整備と適正化を図るため、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第7号 川根本町立義務教育学校開校に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第8、議案第7号、川根本町立義務教育学校開校に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第7号、川根本町立義務教育学校開校に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由を説明いたします。

この条例は、令和6年4月1日、義務教育学校の開校に伴い、関係する条例の改正が必要

となることから関係条例の整備に関する条例により各条例を改正するものです。

なお、第6条における川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和5年12月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、併せて条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

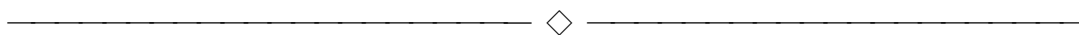
ただいま議題となっています議案第7号は第2常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第9 議案第8号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する 条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第9、議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

今回の改正は、令和5年9月議会において、義務教育学校設置条例が承認され、令和6年4月1日から義務教育学校が開校することから、現在、社会体育施設である中川根中学校グラウンド夜間照明施設の名称を三ツ星学園グラウンド夜間照明施設に改め、本川根中学校グラウンドの名称を川根本町営田代グラウンドに改めるものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 10 議案第 9 号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例
について

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第 9 号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第 9 号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例について、提
案理由を説明いたします。

町営路線バス千頭・家山線において、バス停「川根温泉ホテル」の新設及び町外への通
勤・通学者の負担軽減と定住促進を目的に定期乗車券の発行を可能とするため、川根本町営
バス条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 11 議案第 10 号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条
例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、
提案理由を説明いたします。

今回の改正は介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 4 月 1 日から施行される
ことに伴い、所要の規定の整備を行うとともに、第 9 期川根本町介護保険事業計画の給付見
込み額に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料を定めるも
のです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 2 議案第 1 1 号 川根本町簡易水道事業給水条例及び川根本町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第11号、川根本町簡易水道事業給水条例及び川根本町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第11号、川根本町簡易水道事業給水条例及び川根本町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

水道法の一部を改正する法律が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、条例上の規定の整備と適正化を図るため、関係する条例の一部を改正するものです。

改正内容は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴うものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 3 議案第 1 2 号 川根本町飲料水供給施設条例及び川根本町飲料水供給施設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、議案第12号、川根本町飲料水供給施設条例及び川根本町飲料水供給施設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第12号、川根本町飲料水供給施設条例及び川根本町飲料水供給施設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

飲料水供給施設の管理組合については、近年、組合員の高齢化や組合加入人数の減少が顕著であり、施設の管理運営の継続が厳しい状況となっております。

このことから、施設の費用負担区分を明確化し、組合の負担を軽減することで、継続的に管理運営できるよう関係する条例の一部を改正するものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 4 議案第 1 3 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準に定める政令を一部改正する政令が令和6年2月9日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 5 議案第 1 4 号 新町建設計画の変更について

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第14号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第14号、新町建設計画の変更について、提案理由を説明いたします。

平成17年9月の新町合併に伴い、策定された新町建設計画については当初10年間の計画でしたが、平成26年3月と令和2年12月にそれぞれ5年間延長する変更を行い、令和7年度までの20年間の計画としております。

今回の変更については、既存の計画にし尿中継施設、空き校舎活用に係る改修、解体事業等を追加するものです。

またあわせて、静岡県が実施を予定する事業の追加と財政計画の変更をするものです。

なお、今回の変更内容につきましては、静岡県知事から異議がない旨の回答をいただいております。

以上のとおり、新町建設計画の変更につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 16 議案第 15 号 町道路線の認定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、議案第15号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第15号、町道路線の認定について、提案理由を説明いたします。

町道青部崎平支線の工事完成に伴い、道路法第8条第2項の規定により、町道青部崎平支線を認定するものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 17 議案第 16 号 字の区域の変更について

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、議案第16号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第16号、字の区域の変更について、提案理由を説明いたします。

土地改良法による県営農地中間管理機構関連農地整備事業下泉原地区の施行に伴い、字の区域の変更が必要となるため、地方自治法第260条第1項に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 18 議案第 17 号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、議案第17号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第17号、工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由を説明いたします。

令和5年度合併特例事業川根本町立本川根学園（仮称）改修工事については、令和5年第

2回臨時議会において契約締結の議決を受け、契約金額1億3,750万円で大河原建設株式会社と契約を締結したものです。

その後の再精査の結果、現在の本川根中学校の教職員が加わることにより、職員駐車場の増設が必要となることから、契約金額を89万1,000円増額し、契約金額1億3,839万1,000円に変更請負契約を締結しようとするものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第18号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第19、議案第18号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第18号、工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由を説明いたします。

令和5年度合併特例事業川根本町立中川根学園（仮称）改修工事については、令和5年第2回臨時議会において契約締結の議決を受け、契約金額1億3,200万円で平井工業株式会社と契約を締結したものです。

今回、工事着手後の調査の結果、三ツ星小学校職員室天井の部材にアスベストの含有が確認され、アスベスト含有物の撤去、運搬、処分を行う必要が生じたため、契約額を246万4,000円増額し、契約金額1億3,446万4,000円に変更契約を締結しようとするものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第20 議案第19号 令和5年度川根本町一般会計補正予算

（第8号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第20、議案第19号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第19号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第8号）の概要について、説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を

減額し、総額79億9,420万円としたいものです。

今回の補正は、完了もしくは完了見込みに伴う事業費の減額のほか、物価高騰臨時給付金の増額、災害復旧工事における測量設計及び工事費の増額、新たに必要となった農道八中線の土質調査、測量設計の増額及び前年度繰越金や普通交付税の予算計上による基金繰入金の減額といった財源更正が主な内容となっております。

第2表の繰越明許費については、年度内に完了が見込めない各種事業費の繰越限度額をお認めいただきたいもので、戸籍総合システム改修業務委託に係る経費、今回、計上する物価高騰臨時給付金に係る経費及び災害復旧に係る経費などとしております。

第3表の地方債補正については、今回増額補正させていただいた災害復旧工事の町負担分について、災害復旧事業債の充当が主な内容であります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第21 議案第20号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第21、議案第20号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第20号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明いたします。

今回の補正は、職員給与における共済組合負担金の不足額と財政安定化支援事業実績による増額分を一般会計繰入金により増額計上し、国民健康保険事業特別会計の基金繰入金を同額減額するもので、予算総額は補正前と変わらず8億1,628万円となります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第22 議案第21号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第22、議案第21号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第21号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について、説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,122万5,000円を追加し、総額を14億1,200万円としたいものです。

今回の補正は、介護給付費及び地域支援事業の増額計上、介護報酬会計に伴うシステム改修費の計上が主な内容であります。

主な財源は国県支出金、支払基金交付金、繰越金及び一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第23 議案第22号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第23、議案第22号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第22号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の概要について、説明いたします。

第2条の収益的収入及び支出について、収入において4万円を増額し、総額を1億7,571万9,000円とし、支出においては75万7,000円を増額し、総額を2億5,124万8,000円としたいものです。

第3条の他会計からの補助金については4万円を増額し、総額2,487万円としたいものです。

今回の補正は、令和4年台風15号で被害のあった本川根南部簡易水道の水源地復旧に伴い、水道水の安定供給のため、緊急修繕に必要な費用70万円に加え、企業債の償還利子不足分の5万7,000円を増額するとともに、一般会計から4万円繰り入れるものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第24 議案第23号 令和6年度川根本町一般会計予算

◎日程第25 議案第24号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特

別会計予算

◎日程第26 議案第25号 令和6年度川根本町後期高齢者医療事業
特別会計予算

◎日程第27 議案第26号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会
計予算

◎日程第28 議案第27号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会
計予算

◎日程第29 議案第28号 令和6年度いやしの里診療所事業特別会
計予算

◎日程第30 議案第29号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計予
算

○議長（石山貴美夫君） 日程第24、議案第23号、令和6年度川根本町一般会計予算から日程第30、議案第29号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計予算までの7議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第23号から議案第29号については、令和6年度における一般会計から各特別会計等の予算に関する議案となりますので、一括して概要を説明させていただきます。

議案第23号、令和6年度川根本町一般会計は63億8,900万円。前年度と比べ6億6,200万円、率にして9.4%の減額となる予算編成となります。

台風15号に係る災害復旧工事や校舎改修工事の予算措置が令和5年度で完了しました。

しかし、令和6年度においても斎場建設事業、し尿等中継槽建設事業及び新スマート物流実装事業などの大規模事業に係る予算として約5億円を計上させていただいております。

財源としては、国庫補助金や合併特例債といった有利な地方債を充当し、基金の取崩しなどの自主財源については例年並みに抑えることができました。

歳入歳出については、第1表歳入歳出予算のとおりです。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額については第2表債務負担行為のとおりです。

また、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については第3表地方債のとおりです。

議案第24号、令和6年度国民健康保険事業特別会計は6億7,300万円。前年度比1億4,100万円、率にして17.3%の減額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第25号、令和6年度後期高齢者医療事業特別会計は1億4,970万円。前年度比1,720万円、率にして11.4%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりで

す。

議案第26号、令和6年度介護保険事業特別会計は14億1,300万円。前年度比9,800万円、率にして6.9%の増額となり、歳入歳出については第1表歳入歳出の予算のとおりです。

議案第27号、令和6年度訪問看護事業特別会計は2,180万円。前年度比430万円、率にして19.7%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第28号、令和6年度いやしの里診療所事業特別会計は5,120万円。前年度比90万円、率にして1.7%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第29号、令和6年度簡易水道事業会計は、令和5年度から企業会計となり、収益的収入は1億6,327万8,000円、収益的支出は2億2,246万8,000円です。資本金収入が1億372万3,000円、資本金支出が1億2,940万4,000円となり、資本金収入が資本金支出に対して不足する2,568万1,000円については、当年度分担消費税の資本金収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

ここからは私が令和6年予算に込めた思いを少しお伝えして報告させていただきますが、令和4年台風15号により受けた大きな被害は令和5年度中の予算措置と工事発注の目途がたちました。

私は令和6年度をその災害の復旧から復興へ切り替え、区切りとして捉えております。残された任期の中で公約である安心・安全な生活基盤の構築、主要産業の活性化、定住・移住の促進を着実に進めていきたいと考えております。

公約の3つの柱に加え、子育て支援やデジタル化・脱炭素にも力を注ぎ、直面する課題の解決に向けた取組みを確実に進めていきます。

誰もがこの町に住みたい、この恵まれた環境で子育てがしたいと思える町の実現に取り組む所存であります。

私はこれまでも行政は継続が大事であると皆様にお伝えしてきました。平成17年9月の合併に伴い、策定した新庁建設計画、その計画の仕上げの年が令和7年度です。このため、令和6年度は非常に重要な年になります。町民の皆さんにお約束した事業の幾つかがまだ残されておりますので、その実現に向けて着実に進めてまいります。

それでは、令和6年度予算については御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第23号から議案第29号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第29号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第29号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

引き続いて特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長(石山貴美夫君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、3月14日午前9時に開会し、委員会付託以外の議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時43分